

リース資産の申告について

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了後に資産が回収される場合	× 申告不要	○ 資産の所在地に 申告が必要
【実際の売買にあたるようなリース資産】 期間満了後に資産が使用者の所有物となる 場合	○ 自己の資産として 申告が必要	× 申告不要

※平成 20 年 4 月 1 日以後に契約した「所有権移転外ファイナンスリース」については、法人税・所得税における所得の計算上、売買取引と取扱うよう変更されておりますが、固定資産税（償却資産）においては、資産を貸している方（リース会社）が申告する必要がありますので、ご注意ください。